

中央区民文化財の指定について

👉 中央区民文化財「八丁堀三丁目（第2次）遺跡内朗惺寺跡出土こけら経」を中央区指定文化財に新たに指定する。

概要

1 目的

中央区内に存する文化財のうち、郷土の文化財として保護する必要があると認めたものを区民文化財に登録・指定し、その保存及び活用を図る。

2 経緯

中央区文化財保護審議会に諮問した区民文化財指定候補について、指定を適当とする旨の答申（1月22日付け）を受けた後、教育委員会（2月4日付け）において、答申内容を審議した結果、区民文化財1件の指定を決定したものである。
なお、本件の指定により中央区民文化財は115件（登録文化財107件、指定文化財8件）となる。

3 指定文化財の概要

指定番号	第8号
名称	八丁堀三丁目（第2次）遺跡内朗惺寺跡出土こけら経 （はっちょうぼりさんちようめだいにじいせきないろうせいじあとしゅつどこけらきょう）
指定種別	中央区指定有形文化財
所在地	中央区新富一丁目13番14号 中央区立郷土資料館
所有者	中央区

※詳細は別紙のとおり

4 その他

根拠法規 中央区文化財保護条例（昭和63年4月中央区条例第29号）第10条第1項
施行予定日 令和8年4月1日

指定番号第 8 号

- 1 指定名称 八丁堀三丁目（第 2 次）遺跡内朗惺寺跡出土こけら経
- 2 指定種別 中央区指定有形文化財
- 3 所在地 東京都中央区新富一丁目 1 3 番 1 4 号 中央区立郷土資料館
- 4 所有者 中央区
- 5 員 数 6 7 6 枚
- 6 年 代 江戸時代前期
- 7 材 質 木製
- 8 寸 法 1 枚あたり 長さ 4 6 センチメートル前後
幅 4 センチメートル前後
厚さ 0.0 5 センチメートル前後
- 9 内 容

本資料は、平成 1 3 年（2 0 0 1）9 月から同年 1 2 月にかけて約 3 0 0 平方メートルについて実施された、八丁堀三丁目（第 2 次）遺跡（八丁堀三丁目 2 0 番・住居表示）の発掘調査により、江戸時代前期における日蓮宗の興栄山朗惺寺跡から出土したこけら経である。こけら経は、^{かんな}匏などで薄く削りだした木片に書写した写経で、死者の冥福を祈る追善や、生前にあらかじめ自らの冥福を祈る^{ぎやくしゅ}逆修といった供養に際し、造塔と写経の功德を一度に得るためのものである。

遺跡がある八丁堀周辺は、埋没台地である日本橋台地の上に沖積層が堆積して陸地化したとされる江戸前島と呼ばれる砂州の東側に立地する。この地は、徳川家康が江戸に入府した天正 1 8 年（1 5 9 0）以降、寛永年間（1 6 2 4～1 6 4 4 年）頃までに造成されたとされ、寛永 9 年（1 6 3 2）の「武州豊島郡江戸庄図」では、遺跡地は既に朗惺寺（絵図では「らうせんじ」）の一角となっていたことがわかる。同図をみると、朗惺寺の他にも八丁堀から北へ、現日本橋茅場町辺りまで 4 0 以上もの寺院がみられ、遺跡地周辺は寺院の密集する地域であった。これらの寺院は、明暦 3 年（1 6 5 7）の大火前後に、朗惺寺を含めほとんどの寺院が転出した。朗惺寺は芝二本榎（現港区高輪三丁目辺り）に移転し、遺跡地は美濃国加納藩 6 万石の戸田家が下屋敷として拝領したとみられる。戸田家転出後は、3 千石の旗本岡部家が享保 6 年（1 7 2 1）まで拝領し、その後 3 百石の医師小川文庵、詳細は不明であるが丹羽寿伴と変遷し、延享 4 年（1 7 4 7）には幕府御用の仕立師亀屋の屋敷となった。天保 1 4 年（1 8 4 3）までには一時的に同心屋敷となっていた可能性もあるが、幕末は亀屋屋敷として迎えている。

朗惺寺は、江戸時代以前の天正 2 年（1 5 7 4）、徳川家康から八丁堀において境内 2, 3 2 5 坪 4 歩、このうち門前町屋 3 7 5 坪を拝領して開山したとされる。ただし、天正 2 年当時の江戸は後北条氏の勢力下にあり、且つ遺跡地は沼沢地であった可能性が高い。このため、開山年については疑念が残る。朗惺寺には日惺が開眼した日蓮座像が現存してお

り、像底銘及び胎内木札には「文禄二年十月十三日」の墨書が残る。このため、実際に朗惺寺が創建されたのは、家康が江戸に入府した天正18年（1590）から、文禄2年（1593）の間と想定される。朗惺寺は、大田区池上にある日蓮宗の大本山である長栄山本門寺（以下本門寺と略）の触頭であった。朗惺寺の開山は、両山（本門寺・妙本寺）12世仏乗院日惺により、山号は本山の鎌倉比企谷ひきがやつの妙本寺の山号である「長興山」と本門寺の「長栄山」のそれぞれ一字をとって「興栄山」と名づけられたという。また寺号は、本門寺、妙本寺を開山した正法院日朗と日惺からそれぞれ一字をとって「朗惺寺」としたとされる。朗惺寺は八丁堀で開山の後、明暦3年（1657）の大火を契機に芝二本榎に移転し、明治43年（1910）には現在地の品川区小山に移った。

なお、朗惺寺は開山当時「朗清寺」と表記されることが多かったようだが、いつから「朗惺寺」の表記に統一されたかは不明である。このため、ここでは江戸時代を通じて多く用いられ、現在も使用されている「朗惺寺」の表記を使用した。

八丁堀三丁目（第2次）遺跡は、約300平方メートルの範囲が第6面の検出面に分けられて調査された。上位から、第1～2面は亀屋敷跡、第3面は武家屋敷跡、第4～6面が朗惺寺跡である。武家屋敷跡は便宜的に第3面としたもので、詳細な調査成果は得られていない。しかしながら、亀屋敷跡からは上下水に関連する遺構をはじめ、複数の土蔵址など、町屋の様子がかがわれる遺構が確認されており、朗惺寺跡からは多数の埋葬施設をはじめとする遺構が検出された。

調査地点は、朗惺寺域内において北東隅に位置する。朗惺寺に該当する各面の年代は、下位の検出面から第6面が天正18年（1590）頃から慶長年間（1596～1615年）頃、第5面が慶長年間頃から寛永13年（1636）頃、こけら経が出土した第4面は寛永13年頃から明暦の大火直前までとなる。

第6面は墓域のみの検出で、15基の埋葬施設が確認された。第5面も墓域のみで、150基の埋葬施設が確認された。第4面でも引き続き墓域は認められ、551基もの埋葬施設が検出された。ただ、埋葬施設以外の遺構も多く、調査区の南半を占める池及び池護岸や、卒塔婆が土中に突き刺さった状態で検出された卒塔婆遺構、埋葬施設に関連する可能性のある石組、卒塔婆集中域、土留めやゴミ穴とみられる土坑、墓道、石組列、集石などが確認された。また、第4面には火災の痕跡は認められず、この直上に焼土層が確認されたことから、本検出面は明暦の大火以前には機能しなくなっていたものと考えられる。こけら経は、この第4面の池（344号遺構）の南西隅において、池護岸（66号遺構）の土留（73号遺構）に寄りかかるように、板材が束ねられて渦巻状に巻かれた「巻」の状態まきで頭部を上にして置かれるように出土した。

朗惺寺に関わる遺物は、第4面の池（344号遺構）を中心に出土した陶磁器、土器などの日常生活用具の他、輿こし、位牌、墓標、副葬品と多岐にわたる。墓標は遺構として取り上げられたものもあり、石塔類が50点、卒塔婆は1、102点にものぼり、江戸遺跡の中でも他に例をみない出土量である。

こうした出土遺物のうち、平成19年度(2007)に本こけら経(登録番号81)、平成26年度(2014)に蔵骨器(登録番号92)、平成30年度(2018)には木製卒塔婆(登録番号99)がそれぞれ中央区民文化財に登録されている。

八丁堀三丁目(第2次)遺跡を調査したことによる成果は、おおよそ以下のようなろう。まず、遺跡地西方に階層性の高い墓が偏っていた、といった空間構成がわかったこと。次に人骨の分析から江戸時代前期の乳幼児死亡率が非常に高かったこと。また、調査地点が墓域のうち一部分にすぎないため慎重に判断しなければならないが、埋葬施設が第6面当初、円形木棺(早桶)と土葬直葬のみであったのが、年代が下るとともに多様化していく傾向性がうかがわれたこと。更に、埋葬施設と人骨、副葬品の関係から、江戸時代の前期には個人の持ち物を含む身分や階層性、年齢、性別を反映した副葬品が一般化していなかった可能性がうかがわれたこと等である。

こけら経は、大きく細幅と広幅のものに分けられ、前者が刀子などを用いて薄く削りだしたものであるのに対して、後者は^{かん}鉋を用いて量産したものであるところに特色がある。また、前者は両面に写経するものが多いが、後者は片面の写経のみであることが多い。両者の違いは時間的な前後関係にあり、奈良市の元興寺極楽坊の伝世資料では、前者から後者へと変化したことが確認されており、その画期は1450年頃とされている。こけら経は、時代が下るにつれて薄くなる傾向があり、その要因の一つには鉋^{かん}といった工具の改良が指摘されている。こけら経の出現時期は12世紀とされ、確実なもので和歌山県新宮市の^{かんのくらやま}神倉山経塚の出土例がある。また、栃木県足利市や群馬県草津町からの出土例により、14~15世紀にはこけら経が東国に広まっていたことが知られている。

こけら経は、手本に依りながら写経されるのが通常^{たが}のあり方で、原則1枚に1行17字詰めで書写され、20枚ないし40枚を1把として^{かます}箍などで束ねるか、^{かます}吠(ムシロを二つ折りにしてつくった袋)に収納されていることが多い。書写された経典は「法華経」(「妙法蓮華経」)が最も多く、その他の経典も往生祈願と密接な関係にあるものが多い。法華経は、在家者を含めた万人の救済と成仏を説いたもので、紀元1世紀頃に編纂されたとされる。法華経のこけら経は、僧侶のみでなく、在俗の個人や講集団によっても書写され、自らの生前供養を目的とした逆修会などに際して多用されることで、庶民信仰と深い関係を持つようになった。紙が貴重であった中世には安価なこけら経を用いることで、庶民の間に写経という作業を導入することができたのであり、より軽易に、しかもより数多く短時間のうちに達成できるように案出された方法である。また、頭部^{けいとう}を圭頭状(山形)に加工することにより、造塔の功德も同時に得られるようになっている。

伝世したこけら経は、寺院の天井裏や須弥壇の下などに安置されたり、仏像の体内に納入されたりした例が知られ、出土品は経塚や墓地、あるいは石窟や湖沼などの聖域から発見されたものが多い。また、本遺跡の事例以外に巻かれた状態で出土したこけら経は、今のところ福井県の一乗谷遺跡及び愛知県の清洲城下町遺跡のもののみとみられ、いずれも中世のものである。こけら経の江戸遺跡における出土例としては、台東区の池之端七軒町

南遺跡、港区の湖雲寺遺跡がある。台東区の池之端七軒町南遺跡の出土は、心行寺または永昌院の墓域の埋め土より103枚が東で認められ、墨書から元禄3年(1690)の写経とみられる。港区の湖雲寺遺跡では、旗本永井尚^{なおてる}監の墓から箱に収納されたこけら経が3,240枚出土しており、埋納年代は19世紀中頃とみられる。また、墨書が経文でないためこけら経と断じ難いが、新宿区の崇源寺・正見寺跡遺跡では、約300枚が18世紀前半以降の墓域の土坑から出土している。

本こけら経は法華経が書写されたもので、20枚前後を1把にしたものを200把程度重ね、頭部から見て時計回りに4周巻かれていた。巻かれた胴部には、^{たが}籐ないしは紐によるとみられる圧痕が、これを締めるように認められた。このうち巻の内側から3把目(C-1~6)には「為日清十三年忌造建之处也」とあり、同じく6把目(F-1~7)に「日清十三年忌菩提也」とある。「日清」はすなわち「日湄」とみられる。日湄の没年は慶長3年(1598)、13年忌は12年後の慶長15年(1610)であり、本こけら経はこの際の追善供養のために写経されたものと考えられる。池が埋もれた年代が慶安4年(1651)頃から明暦の大火直前頃であるため、40年程は保管されていたことになる。

こけら経の調査は、巻の状態のものを把ごとに解体し、さらに1枚ずつ剥離しながら現在も行っている。また、剥離した状態で水洗洗浄、薬品による鉄分の除去(暗化した木材を脱色する)、ポリエチレングリコール含浸による保存処理を進行している。把の解体に際しては、巻の外側からおおよそナンバー1~76、内側からおおよそA~Uと仮番号を付し、現在79把分の保存処理が終了している。これ以外についてはポリエチレングリコール含浸中である。保存処理が終了したもののうち、遺存状態が良好で、ある程度連続性を持った676枚を選別し、指定文化財の対象とした。

こけら経の一枚ずつの形態は、頭部が圭頭状、下端部は方形を呈し、それぞれ長さ46センチメートル前後、幅4センチメートル前後、厚さ0.05センチメートル程のものである。また、巻の状態では長さ約65センチメートル、最大幅約63センチメートル、最小幅約23センチメートルであった。

法華経は全28品^{ほん}あり、書写するためには4,000枚以上必要とされ、出土したこけら経の枚数は20枚前後の1把が200把程度あるが、破損の激しいものも多く、詳細な枚数は不明である。1把の中には、19枚や21枚のものも確認され、中には書写されていない経木もある。原則片面への書写で、経文は1行17字だが、例外的に「南無妙法蓮華経」の題目が書写されたものも確認された。また、把の最初もしくは最後の1枚には、経文の下ないしは裏面の下部に「一ノ八」「二ノ一」等と^{かん}經典の巻の番号とみられる数字と、把の番号が記されている。法華経は、全8巻(28品^{ほん})からなり、「一ノ八」の場合、品第一、第二からなる妙法蓮華経巻第一の8把目を指し、「二ノ一」の場合は品第三、第四からなる妙法蓮華経巻第二の1把目を指している。追善のための写経は^{とんしゃ}頓写と称され1日で書写するとされるため、誤字、脱字等も認められた。

指定文化財の対象としたこけら経は、28品の内、巻の内側から取上げたAからRでは

品第一から品第五、第七、第八、第十二、第十五、第十六、第十七、第十九、第二十、第二十一、第二十三、第二十六等がみられ、中でも品第一、品第五、第二十がやや多く、連続性の認められる個所もあるが、順序は必ずしも整合しない。巻の外側から取上げた1から17では、品第二、第三、第六、第七、第十一、第十二、第十四、第十五、第十六、第二十一等がみられ、中でも品第二、第三、第十二がやや多く認められる。AからRと同様に順序は必ずしも整合しない。また、おおよそ1把ごとに字体が変わることもうかがわれた。このことから、同一人物による重複もあろうが、各人がおおよそ1把書写したとみられ、それを集めた際に経典の順序通りに整理して巻かれなかったものと考えられる。

字体からは、これがおおよそ1把ごとに変わることから、複数人の手による書写であることがわかった。

10 指定理由

江戸は徳川氏の城下町を経て幕府の所在地となり、当時の日本の中心的な地域にあたる。そうした江戸の御府内でも、更にその中心域である江戸城の郭内（浅草橋御門など、城門の内側の範囲）において、近世はじめ頃の寺墓が発掘調査された例は極めて少ない。八丁堀三丁目（第2次）遺跡は、この頃の寺院としては寺域の年代の上下限が比較的明瞭且つ江戸の郭内で最も古い時期の墓域が調査された数少ない貴重な事例である。

そうした遺跡から出土した本こけら経は、日愷の13年忌である慶長15年（1610）に行われた法華経の書写であることが明確であることや、「巻」で出土した全国的にも稀な事例であり、且つ近世では他に例をみない貴重なものである。本資料は、江戸の郭内におけるこけら材への法華経の写経の形態や、開山した日愷への死後の供養をはじめとした当時の人々の信仰のありようを知るうえでも極めて重要な資料である。

11 指定基準

中央区民文化財の登録及び指定基準、第1 区民文化財の登録、8 区指定文化財のうちイ 区の歴史、文化にかかわりが深く、特に重要と認められるもの及びロ 学術上価値の特に高いものに該当する。

12 参考文献

『元興寺仏教民俗資料研究所年報』1974（昭和50年 財団法人元興寺仏教民俗資料研究所）

「こけら経」『日本仏教民俗基礎資料集成』第6巻 元興寺極楽坊VI（昭和50年 柴田實他著 中央公論美術出版）

『経木』[ものと人間の文化史]（昭和55年 田中信清著 法政大学出版局）

『御府内寺社備考』（昭和62年 朝倉治彦監修 名著出版）

『井相田C遺跡』II（昭和63年 福岡市教育委員会編集・発行）

「江戸の墓地の発掘一身分・階層の表徴としての墓一」『甦る江戸』（平成3年 谷川章雄著 新人物往来社）

「柿経の考察一分類と編年について一」『奈良市埋蔵文化財センター紀要』1992（平成5年 松浦五輪美・原田憲二郎著 奈良市教育委員会）

「笹塔婆流しの祖霊供養」『さあべい』第19号（平成14年 石井浩幸著 さあべい同人）

会)

『八丁堀三丁目遺跡』Ⅱ (平成15年 八丁堀三丁目遺跡 (第2次) 調査会編集・発行)

『仏教考古学事典』 (平成15年 坂詰秀一編 雄山閣)

『来光川遺跡群』Ⅰ 仁田館遺跡 [静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告第156集] (平成17年 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所編集・発行)

『池之端七軒町南遺跡』 (平成20年 台東区文化財調査会編集・発行)

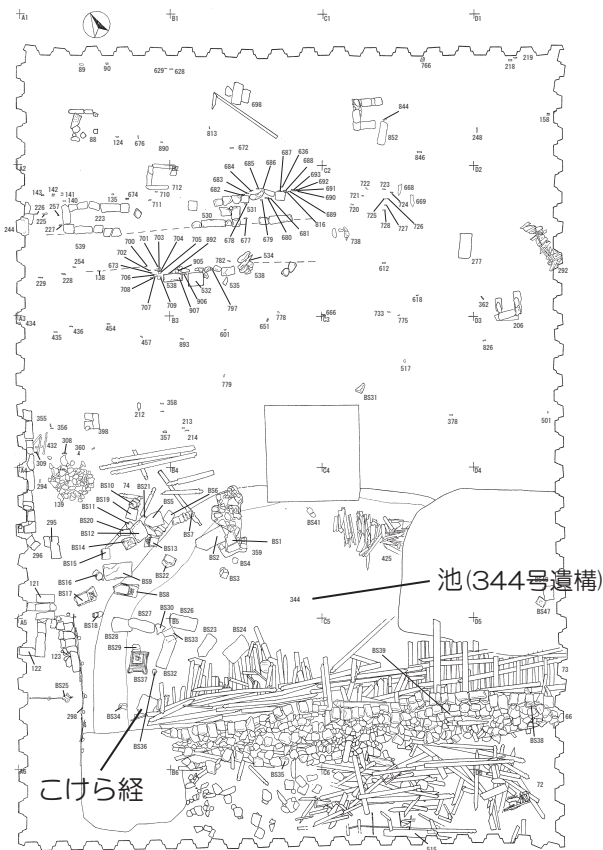
「柿経」『台東区の文化財保護』第7集 (平成24年 小俣悟著 台東区教育委員会)

『崇源寺・正見院跡遺跡』 (平成17年 大成エンジニアリング株式会社 宗教法人明治神宮)

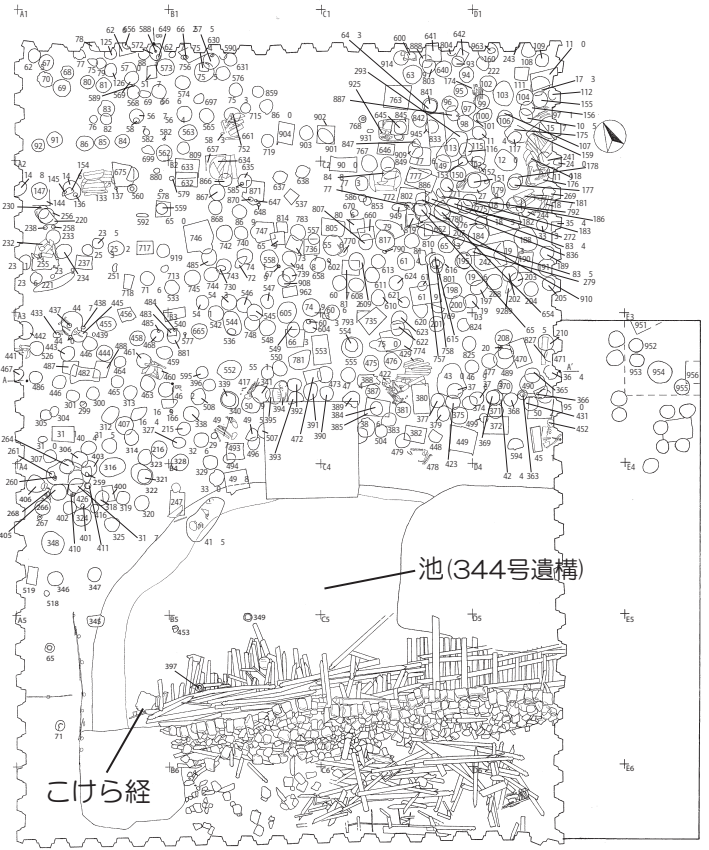
『湖雲寺跡遺跡』(令和3年 株式会社パスコ他 Great Eagle Tokyo TMK 他)

「湖雲寺の柿経」『港区立郷土歴史館 歴史館だより』(令和6年 岡本康則著 港区立郷土歴史館)

「清洲城下埋遺跡出土縮め柿経 (永享11 (1439) 年墨書銘)」(文化遺産オンライン 令和7年11月閲覧)

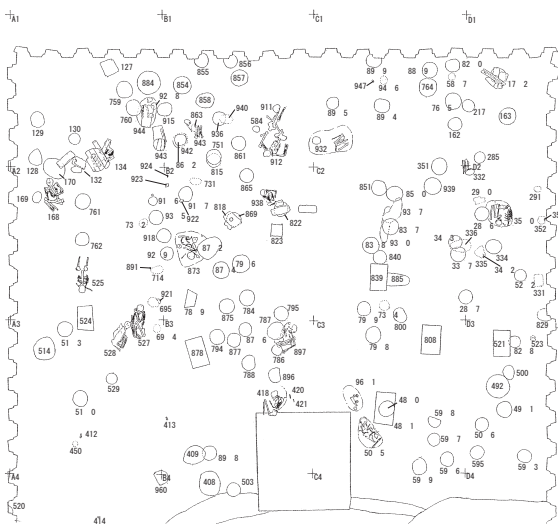


第4面全体図1(検出) 正保4年(1647)頃
～明暦3年(1657)頃

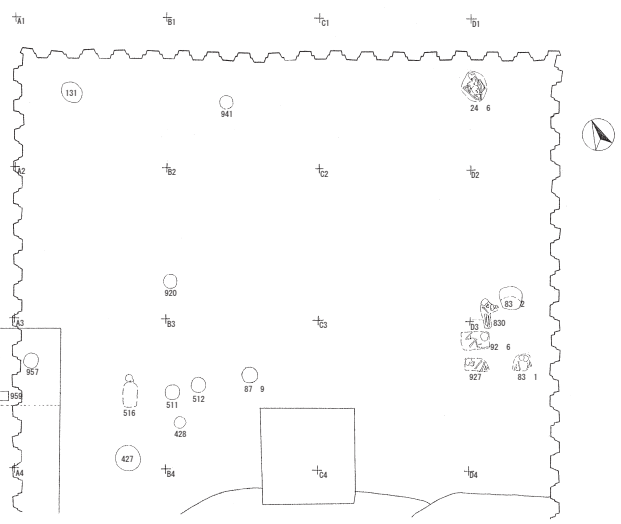


第4面全体図2(完掘) 寛永13年(1636)頃
～正保4年(1647)頃

S=1 : 200
0 4 m

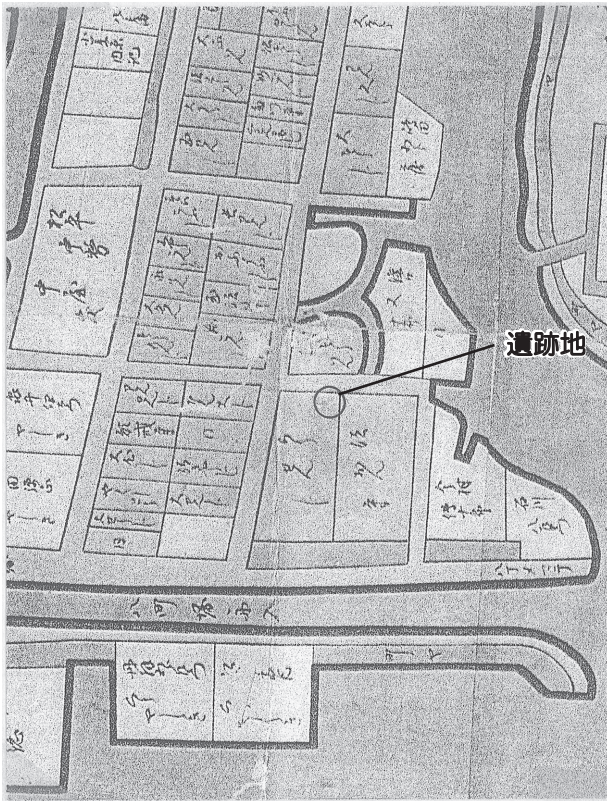


第5面全体図 慶長年間(1596～1615)頃
～寛永13年(1636)頃

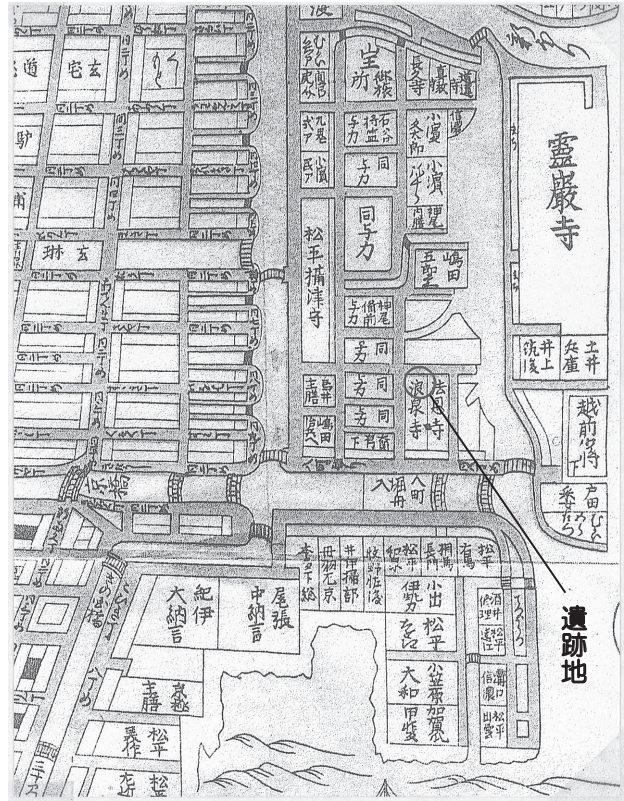


天正2年(1574)頃～
慶長年間(1596～1615)頃

八丁堀三丁目(第2次)遺跡朗惺寺期の遺構配置状況



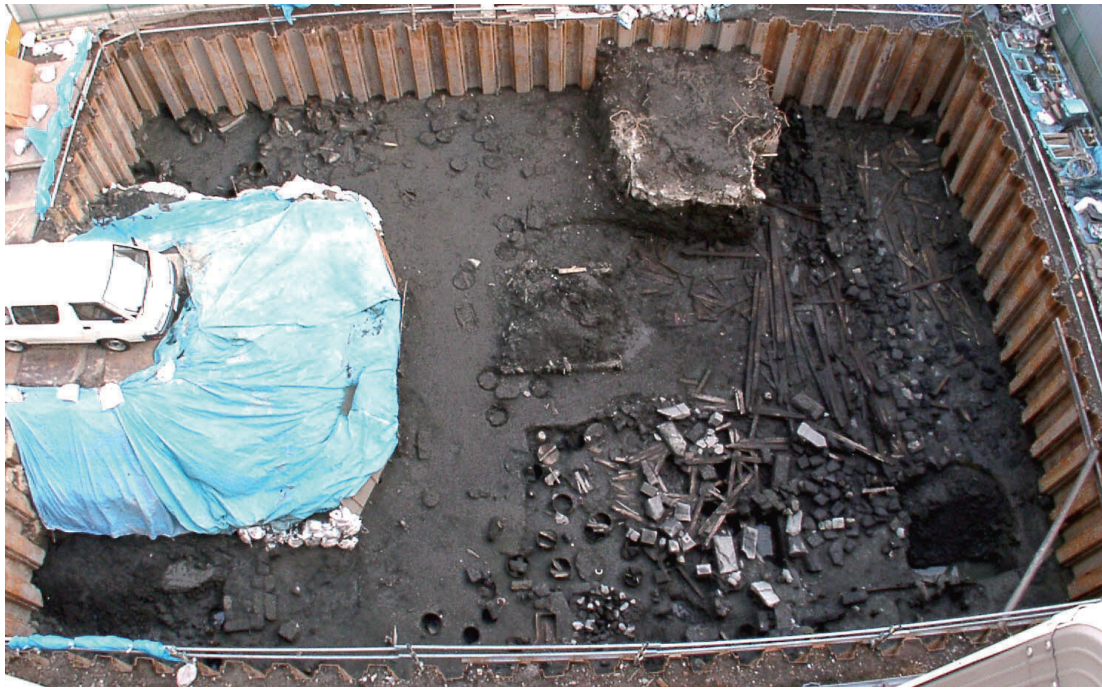
「武州豊島郡江戸庄図」 (寛永9年[1632])



「新添江戸之図」 (明暦3年[1657])



八丁堀三丁目(第2次)遺跡の位置 [S=1:2,500]



第4面検出状況 [西から]



第4面の池と護岸 [西から]



第4面西側の埋葬施設完掘状況 [北東から]



第4面北側の石組墓など検出状況 [南東から]



第4面北西が和の石組墓に刺さる卒塔婆 [南東から]



第4面南西の石組と蔵骨器検出状況 [東から]



池(344号遺構)出土の位牌



出土蔵骨器集合 (一部)



方形木棺(353号遺構)出土副葬品



円形木棺(383号遺構)出土副葬品



円形木棺(613号遺構)出土副葬品



01 出土状況-1 [北から]



02 出土状況-2 [西から]



03 取上げ直後



04 全体洗浄中-1



05 全体洗浄中-2



06 全体洗浄直後

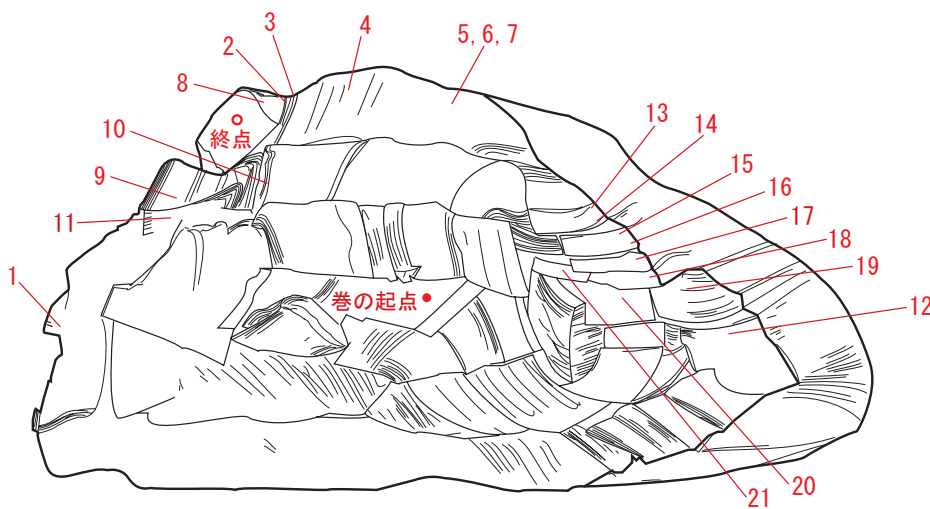


07 部分洗浄中解体



0 S=1 : 2 5cm

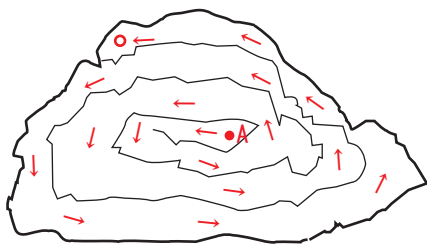
こけら経実測図(1
点:C-1~6, 6枚目)



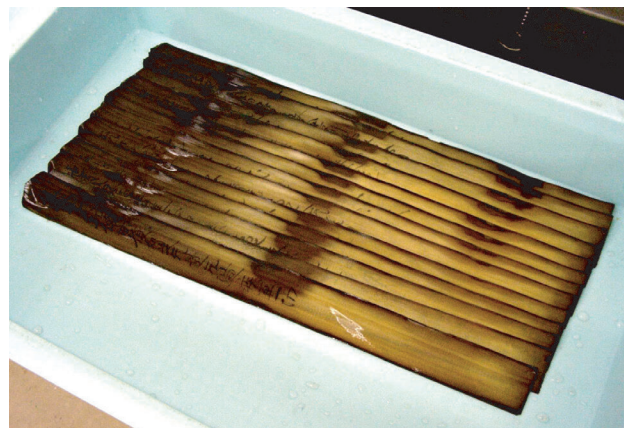
08 こけら経下面から見た巻の状況と外側からの取上げ順



10 部分洗浄-1



09 こけら経下面から見た巻方模式図と内側からの取上げ順



12 部分洗浄解体直後



11 部分洗浄-2



13 保存処理後

八丁堀三丁目(第2次)遺跡出土こけら経一覧(網掛けは指定候補外)

保存処理完了: 1553枚

コンテナ2844 A~H			
取上げ 番号	枚数(処理単位)	備考	経典
A	1~7枚	1枚目表「七ノ五」	妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十
	8~14枚		妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十/二十一
	15~20枚		妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十一
B	1~7枚	1枚目表「七ノ一」, Aより字体変わらず	妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十(第二十七とあるのは誤写)
	8~14枚		妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十(第二十始め)
	15~21枚	1・7枚目写経無	妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十
C	1~6枚	6枚目「為日清十三年忌造建之処也」※ 経の途中に書かれる, A・Bから字体変わる	妙法蓮華経化城喻品第七
	7~13枚	4枚目写経無	妙法蓮華経化城喻品第七 2枚目「天龍神王」が「天神神王」の誤写
	15~21枚		妙法蓮華経化城喻品第七 「如是衆過患汝等」の「患」抜け
D	1~7枚	Cから字体変わる	1~3枚目: 妙法蓮華経薬王菩薩本事品第二十三, 4~7枚目: 題目「南無妙法蓮華経」をそれぞれ2回
	8~14枚	C-1~7から字体変わる	題目「南無妙法蓮華経」をそれぞれ2回
	14~19枚	C-8~14から字体変わる	1~2枚目: 題目「南無妙法蓮華経」をそれぞれ2回 3~5枚目: 題目「南無妙法蓮華経」をそれぞれ1回
E	1~6枚	1枚目表「七ノ四」, Dから字体変わる	妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十
	7~10枚	※10枚不足	妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十
F	1~7枚	1枚目に「日清十三年忌菩提也」※経の途中, Eから字体変わる	妙法蓮華経五百弟子受記品第八
	8~14枚		妙法蓮華経五百弟子受記品第八
	15~20枚		妙法蓮華経五百弟子受記品第八
G	1~7枚	Fから字体変わる	妙法蓮華経如来神力品第二十一
	8~14枚	3枚目「妙法蓮華経薬王菩薩本事品第二十二」	妙法蓮華経如来神力品第二十一・妙法蓮華経薬王菩薩本事品第二十二, 3枚目「妙法蓮華経薬王菩薩本事品第二十二」のみ
	15~17枚		妙法蓮華経法師功德品第十九
H	1~7枚	Gから字体変わる	妙法蓮華経薬草喻品第五
	8~13枚		妙法蓮華経薬草喻品第五
	14~20枚		妙法蓮華経薬草喻品第五

コンテナ2844: 計148枚+破片

コンテナ2853 I~P			
取上げ番号	枚数(処理単位)	備考	経典
I	1~5枚	Hから字体変わる	妙法蓮華経薬草喻品第五
	6~12枚		妙法蓮華経薬草喻品第五
	13~19枚	7枚目裏にも写経	妙法蓮華経薬草喻品第五
J	1~5枚	Iから字体変わる	妙法蓮華経薬草喻品第五, 1・2枚目表「妙法蓮華経薬草喻品第五 三ノ一」
	6~11枚		妙法蓮華経薬草喻品第五
	12~17枚		妙法蓮華経薬草喻品第五
	18~23枚		妙法蓮華経薬草喻品第五
K	1~6枚	6枚目裏「三ノ十六」, Jから字体変わる	妙法蓮華経化城喻品第七
	7~13枚		妙法蓮華経化城喻品第七
	14~20枚		妙法蓮華経化城喻品第七
L	1~6枚	Kから字体変わる	1枚目: 妙法蓮華経見宝塔品第十一又は 妙法蓮華経分別功德品第十七 2枚目: 妙法蓮華経方便品第二 3枚目: 妙法蓮華経如来神力品第二十一 4枚目: 1枚目に同 5枚目: 妙法蓮華経提婆達多品第十二 6枚目: 妙法蓮華経見宝塔品第十一
	7~14枚	L-1~6から字体変わる	1枚目: 妙法蓮華経如来神力品第二十一 2枚目: 妙法蓮華経如来寿量品第十六 3枚目: 「妙法蓮華経卷第五」のみ 4~7枚目: 妙法蓮華経従地涌出品第十五
	14~20枚	7枚目裏「五ノ廿七」, L-7~14から字体変わる	妙法蓮華経従地涌出品第十五 7枚目のみ妙法蓮華経提婆達多品第十二
M	1~5枚	Lから字体変わる	妙法蓮華経法師功德品第十九
	6~12枚		妙法蓮華経法師功德品第十九
N	1~7枚	1枚目表判読不明数字か, Mから字体変わる	妙法蓮華経序品第一
	8~14枚		妙法蓮華経序品第一
	15~19枚		妙法蓮華経序品第一
O	1~2枚	Nから字体変わる	妙法蓮華経薬草喻品第五
	3~9枚		妙法蓮華経薬草喻品第五
	10~16枚	6枚目表「三ノ三」, 7枚目表「六ノ十九」, 6枚目から字体変わる	1~6枚目: 妙法蓮華経薬草喻品第五 7枚目: 妙法蓮華経法師功德品第十九
	17~23枚		妙法蓮華経法師功德品第十九
P	1~6枚	Oから字体変わる	妙法蓮華経序品第一
	7~13枚		妙法蓮華経序品第一
	14~20枚	7枚目表「一ノ三」	妙法蓮華経序品第一

コンテナ2853: 計156枚

コンテナ3244 Q~R			
取上げ番号	枚数(処理単位)	備考	経典
Q	1~7枚	1枚目表「一ノ八」, Pから字体変わる	妙法蓮華経序品第一, 1枚目「令衆生咸得聞知一切世間難信之法。故現」の「咸」が抜け
	8~14枚		妙法蓮華経序品第一
	15~20枚	4枚目裏にも写経, 6枚目写経無	妙法蓮華経序品第一
R	1~7枚	Qから字体変わる	妙法蓮華経序品第一
	8~14枚		妙法蓮華経序品第一
	15~20枚		妙法蓮華経序品第一

コンテナ3244: 計40枚

コンテナ2834 1～8			
取上げ番号	枚数(処理単位)	備考	経典
8	1～6枚	7から字体変わる, 5枚目写経無; 経典は繋がる	妙法蓮華經安樂行品第十四
	7～13枚		1～6枚目: 妙法蓮華經安樂行品第十四 7枚目: 妙法蓮華經如来寿量品第十六
	14～20枚	7枚目裏「五ノ十二」	1～3・5枚目: 妙法蓮華經如来寿量品第十六 4・6枚目: 妙法蓮華經如来神力品第二十一 7枚目: 妙法蓮華經安樂行品第十四
7	1～6枚	6から字体変わる	妙法蓮華經安樂行品第十四
	7～13枚		妙法蓮華經安樂行品第十四
	14～20枚	7枚目裏「五ノ十三」か	妙法蓮華經安樂行品第十四
6	1～7枚	5から字体変わる	妙法蓮華經譬喻品第三
	8～14枚		妙法蓮華經譬喻品第三
	15～20枚		妙法蓮華經譬喻品第三
5	1～6枚	1枚目表「五ノ三」, 4から字体変わらず	妙法蓮華經提婆達多品第十二
	7～13枚		妙法蓮華經提婆達多品第十二
	14～19枚		妙法蓮華經提婆達多品第十二
4	1～6枚	1枚目表「五ノ五」, 3から字体変わる	妙法蓮華經提婆達多品第十二
	7～13枚		妙法蓮華經提婆達多品第十二
	14～20枚		妙法蓮華經提婆達多品第十二
3	1～7枚	1枚目表「三ノ十四」か, 2から字体変わる	妙法蓮華經化城喻品第七
	8～14枚		妙法蓮華經化城喻品第七
	15～21枚	1枚目のみ字体異なる	1枚目: 妙法蓮華經安樂行品第十四 2～6枚目: 妙法蓮華經化城喻品第七
2	1～6枚+破片	1から字体変わる	妙法蓮華經安樂行品第十四
	7～13枚		妙法蓮華經安樂行品第十四
	14～19枚	6枚目裏「五ノ十八」	妙法蓮華經安樂行品第十四
1	1～7枚	1枚目表「五ノ八」	妙法蓮華經授記品第六
	8～13枚		妙法蓮華經授記品第六

コンテナ2834: 計152枚

コンテナ2835 9～17			
取上げ番号	枚数(処理単位)	備考	経典
17	1～7枚	1枚目表「二ノ四」16から字体変わらず	妙法蓮華經譬喻品第三
	8～14枚		妙法蓮華經譬喻品第三
	15～20枚		妙法蓮華經譬喻品第三
16	1～7枚	1枚目表「二ノ二」, 15から字体変わる	妙法蓮華經譬喻品第三
	8～14枚		妙法蓮華經譬喻品第三
	15～19枚		妙法蓮華經譬喻品第三
15	1～7枚	14から字体変わる	妙法蓮華經譬喻品第三
	8～14枚		妙法蓮華經譬喻品第三
	15～20枚	6枚目裏判読不明数字か	妙法蓮華經譬喻品第三
14	1～7枚	1枚目表「二ノ一」か, 13から字体変わる	妙法蓮華經譬喻品第三, 1枚目「妙法蓮華經譬喻品第三」のみ
	8～14枚		妙法蓮華經譬喻品第三
	15～20枚		妙法蓮華經譬喻品第三
13	1～7枚	7枚目表判読不明数字, 12から字体変わる	妙法蓮華經方便品第二
	8～14枚		妙法蓮華經方便品第二
	15～20枚		妙法蓮華經方便品第二
12	1～6枚	11から字体変わる	1～5枚目: 妙法蓮華經從地涌出品第十五 6枚目: 「妙法蓮華經如来寿量品第十六」のみ
	7～13枚		妙法蓮華經如来寿量品第十六
	14～20枚	7枚目裏「六ノ一」	妙法蓮華經如来寿量品第十六
11	1～7枚	10から字体変わる	妙法蓮華經從地涌出品第十五
	8～14枚		妙法蓮華經從地涌出品第十五
	15～20枚		妙法蓮華經從地涌出品第十五
10	1～6枚	1枚目表「五ノ一」か, 9から字体変わる	妙法蓮華經方便品第二
	7～13枚		妙法蓮華經方便品第二
	14～20枚		妙法蓮華經方便品第二
9	1～7枚	8から字体変わる	1～6枚目: 妙法蓮華經見宝塔品第十一 7枚目: 妙法蓮華經安樂行品第十四
	8～14枚		1～6枚目: 妙法蓮華經見宝塔品第十一 7枚目: 妙法蓮華經安樂行品第十四
	15～21枚		1～4枚目: 妙法蓮華經見宝塔品第十一 5枚目: 妙法蓮華經譬喻品第三 6～7枚目: 妙法蓮華經如来寿量品第十六

コンテナ2835: 計180枚

参考資料 7 - 4

コンテナ2836 18~27	
取上げ番号	枚数 (処理単位)
27	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
26	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
25	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
24	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
23	1~7枚
	8~14枚
	15~21枚
22	1~6枚
	7~13枚
	14~20枚
21	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
20	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
19	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
18	1~6枚
	7~13枚
	14~20枚

コンテナ2836 : 計201枚

コンテナ2845 28~36		
取上げ番号	枚数 (処理単位)	備考
36	1~7枚	
	8~14枚	
	15~19枚	
35	1~7枚	
	8~14枚	
	15~20枚	
34	4~6枚+破片	※1~3枚は保存処理中
	7~13枚	
	14~20枚	
33	1~7枚	
	8~14枚	
	15~21枚	
32	1~7枚	
	8~14枚	
	15~20枚	
31	1~7枚	
	8~14枚	
	15~20枚	
30	1~7枚	
	8~14枚	
	15~21枚	
29	1~7枚	
	8~13枚	
	14~19枚	
28	1~7枚	
	8~14枚	
	15~20枚	

コンテナ2845 : 計180枚+破片

コンテナ2846 37~45	
取上げ番号	枚数 (処理単位)
45	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
44	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
43	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚+破片
42	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
41	1~7枚
	8~14枚
	15~19枚
40	1~7枚
	8~14枚
	15~21枚
39	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
38	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
37	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚

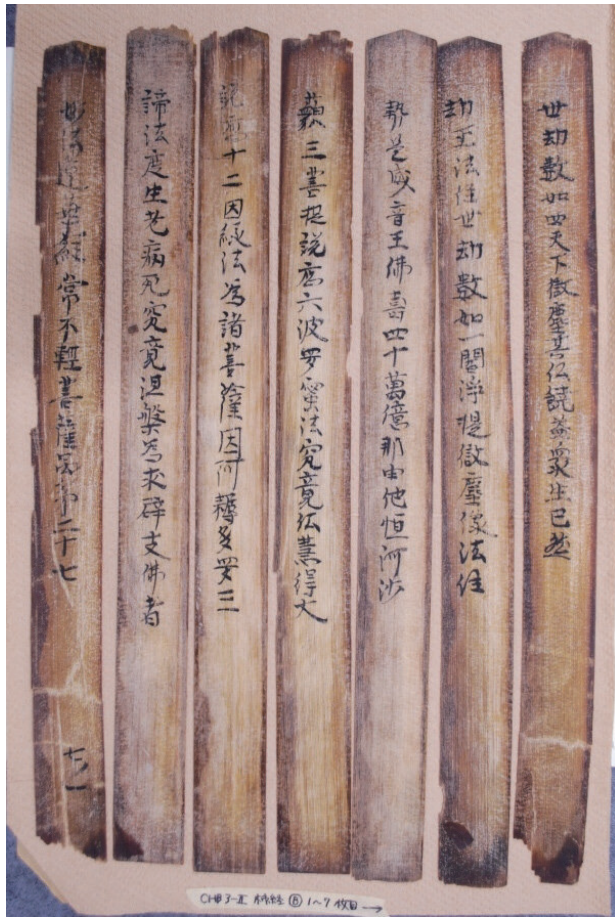
コンテナ2846 : 計180枚+破片

コンテナ2854 46~54	
取上げ番号	枚数 (処理単位)
54	1~6枚
	7~13枚
	14~20枚
53	1~7枚
	8~14枚
	15~19枚
52	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
51	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
50	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
49	1~7枚
	8~14枚
	15~21枚
48	1~7枚
	8~14枚
	15~21枚
47	1~7枚
	8~13枚
46	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚

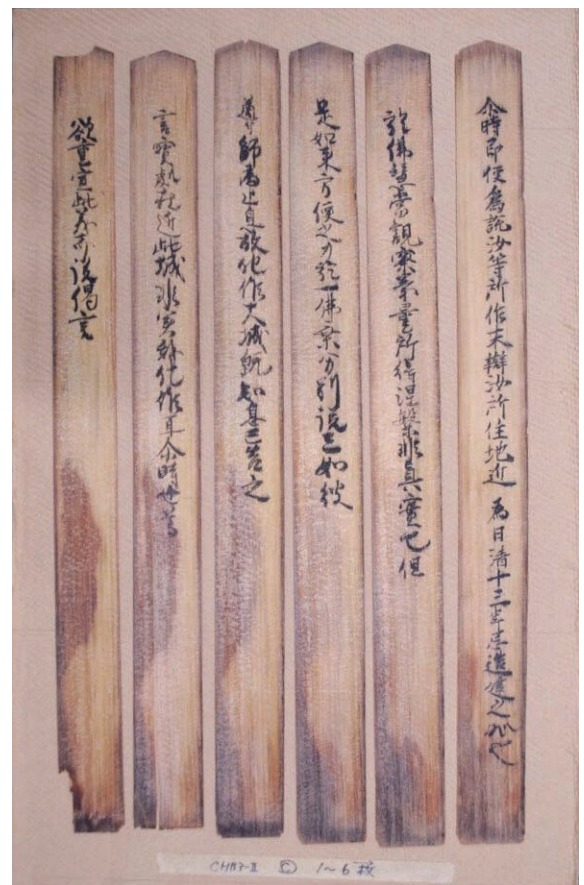
コンテナ2854 : 計174枚+破片

コンテナ3243 55~61	
取上げ番号	枚数 (処理単位)
61	1~8枚
	9~15枚
	16~22枚
	破片
60	1~6枚
	7~13枚
	14~20枚+破片
	破片
59	1~7枚
	7~14枚
	15~20枚+破片
58	1~7枚
	8~14枚
	14~20枚
57	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚+破片
56	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚
54	1~7枚
	8~14枚
	15~20枚

コンテナ3243 : 計142枚+破片



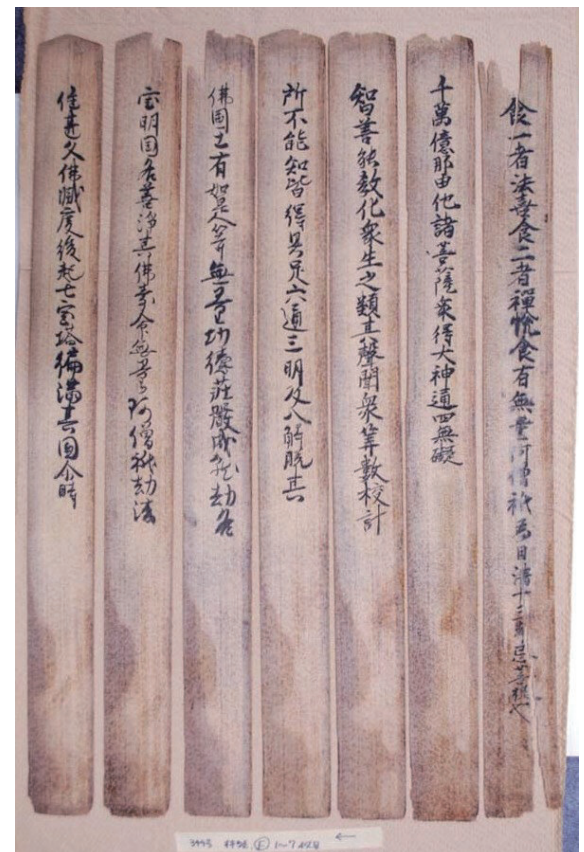
1 B-1~7枚 (左から1枚目表「七ノ一」)



2 C-1~6枚 (左から6枚目「為日清十三年忌造建之処也」)



3 D-1~7枚 (Cから字体変わる)



4 F-1~7枚 (右から1枚目「日清十三年忌菩提也」)



5 I-13~19枚表



6 I-13~19枚裏 (左から7枚目裏にも写経)



7 8-1~6枚 (左から5枚目写経無し)



8 3-15~21枚 (左から1枚目のみ字体異なる)